

労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の  
健診費用の額等のあり方に関する検討会 開催要綱

別添 1

## 1 目的

労働者災害補償保険法第 26 条の規定に基づく二次健康診断等給付（以下「二次健診」という。）に係る健診費用等の額について、今般、会計検査院による実地検査の結果、改善を図る必要があるとの指摘を受けたところである。

については、有識者による検討により特定保健指導の実施基準等の策定及び二次健診の運用に見合った健診費用等の額を設定するため開催するものである。

## 2 検討内容

### (1) 二次健診及び特定保健指導の費用の額の設定のあり方

参照する健康保険診療報酬点数及び他制度（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「動機付け支援」）との比較等

### (2) 二次健診受診時に使用する質問票の様式

### (3) 特定保健指導に係る実施基準（内容、方法、目安時間、様式）

### (4) その他（二次健診の改善点の整理等）

## 3 参集者

### (1) 検討会の参集者は別紙のとおりとする。

### (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。

### (3) 座長は、必要に応じて別紙参集者以外の関係者の出席を求めることができる。

## 4 検討会の運営

### (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。

### (2) 検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局補償課において行う。

### (3) 検討会は、公開とする。

### (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

## 5 その他

### (1) 検討会の開催予定

令和元年度中に 3 回程度開催するものとする。

### (2) 検討結果

検討結果については、報告書として取りまとめ、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）あて報告するものとする。

附則 本要綱は、令和元年 12 月 18 日から施行する。